

相談申し込み お問い合わせ

家庭で生活できない子どもたちに、温かい家庭を提供していただける里親さんを募集しています。少しでも興味・関心を持たれた方は、ぜひお問い合わせください。

富山児童相談所

〒930-0964 富山市東石金町4-5 2 076-423-4000

高岡児童相談所

〒933-0045 高岡市本丸町1 2-1 2 0766-21-2124



日本赤十字社 富山県支部受託
富山県立乳児院（内）
富山県里親支援機関事務局

930-0859 富山市牛島本町2丁目1番38号

076-432-8137

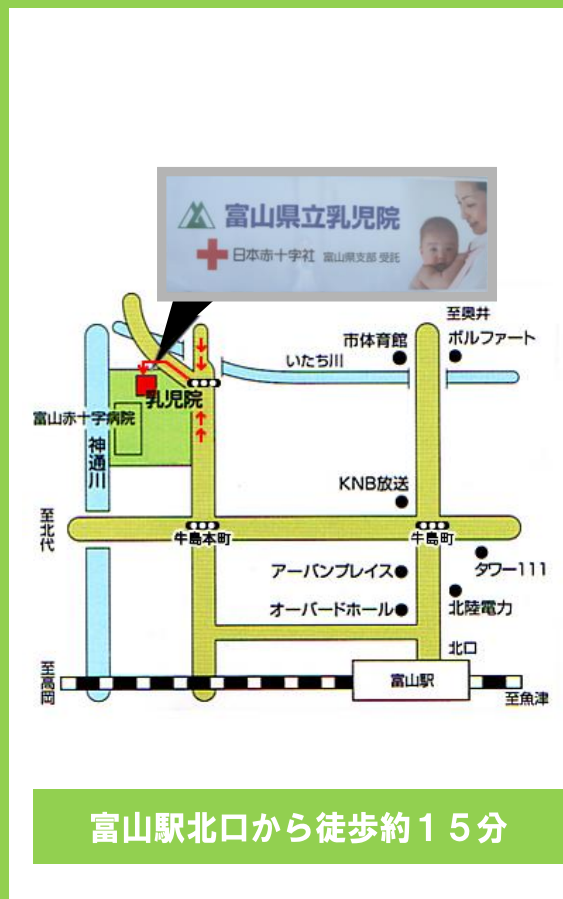
8:30~17:00（土・日・祭日を除く）

<http://www.toyama-nyujiin.jp/>

富山県立乳児院は、平成22年度より『富山県里親支援機関事業』を受託しました。

日本赤十字社は、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命としています。この理念のもとに昭和27年より『富山県立乳児院』の運営を行っています。

今後は各関係機関と連携をとりながら、里親支援の仕事を遂行し、子どもたちの幸せのために努力していきます。



富山駅北口から徒歩約15分

発行元：富山県厚生部子ども支援課 富山市新総曲輪1-7 076-444-3207（直通）
日本赤十字社富山県支部受託 富山県立乳児院（内） 富山県里親支援機関事務局
発行年月日：平成29年5月

どの子にも幸せな子ども時代を・・・
支えるのは、あなたです!!

里親制度をご存知ですか!



何らかの理由で、親が育てることができなくなった子ども（0歳～18歳）はどうなるのでしょうか？
児童福祉法により社会が責任を持って育てます。それを社会的養護といいます。



里親とは

さまざまな事情によって
家庭で暮らせなくなった
子どもたちを、
自分の家庭に迎え入れて
温かい愛情と理解を持って、
養育して下さる方のことです。

里親の種類

1 何らかの理由で保護者が育てられない子どもを養育します。
 養育をお願いする期間は、数日間から数年間までさまざまです。

養育里親

2 障害のある子、非行傾向にある子、虐待を受けた子どもなど、専門性を必要とする子どもを養育します。

専門里親

3 一定期間の養育を経て、戸籍の上でも（家庭裁判所の決定による）親子になります。

養子縁組里親

4 両親が育てられないとき(病気・行方不明等)、扶養義務者及びその配偶者に児童の養育を委託します。

親族里親

里親になるには！

子どもを育ててみたいと思われたら、まずご家族でじっくり話し合いをしましょう。
 実子がいても、いなくてもかまいません。
 お気持ちが決まりましたら、最寄りの児童相談所へお越しください。



相談

特別な資格は必要ありません!!

- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- 本人又は同居人に児童虐待などの欠格事由の該当者がいないこと
- 経済的に困窮していないこと
※親族里親を除く
- 心身ともに健康であること

申請書

● 養育里親、養子縁組里親の場合

研修

『養育里親・養子縁組里親研修』を、必ず受けていただきます。

● 親族里親の場合

調査

児童相談所が、家庭を訪問し、里親として適当であるかについて調査します。

審査

富山県では社会福祉審議会 里親審査部会で、里親としての適否を審査します。

認定・登録

県知事の認定を受け、里親として登録されます。

※更新手続きがあります。
 （養育里親、養子縁組里親：5年ごと・専門里親：2年ごと）

子どもを

家庭に迎え入れるまで!!

組み合わせ

児童相談所が委託の必要になった子どもに、ふさわしい里親を選び、里親の意向を伺います。

※委託：里親さんに、子どもの養育をゆだねることを委託といいます。

調整

面会や外出などを重ねて正式に委託することになります。

委託

新しい絆
 楽しいことも、つらいことも一緒に、寄り添って、見守って・・・成長!!

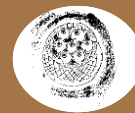
仲間づくりには!!

富山県里親会

富山県には、富山県里親会があります。里親さんの養育技術の向上や会員同志の親睦を深めています。

● 活動内容例 ●

- ・キャンプ
- ・里親交流会「本音を語ろう会」
- ・広報誌「たけのこ通信」の発行 など



委託開始後の

里親さんへのサポート

困った時は？

いつでも、最寄りの児童相談所や里親支援機関が、ご相談に応じます。
 （裏面参照）



養育費

里親の種類や子どもの年齢に応じて、里親手当・一般生活費・学校教育費・子どもの医療費などが公費で支給されます。

※養子縁組里親及び親族里親については、里親手当の支給はありません。

里親の休息制度

里親さんが、体調不良や養育に疲れたときは、一時的に子どもをお預かりできる制度があります。

里親賠償責任保険等

養育中の子どもの事故に対する、保障が受けられます。

その他

所得税上の扶養控除が受けられます。